

全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全国高等学校総合文化祭派遣事業（以下「派遣事業」という。）に係る補助金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、全国高等学校総合文化祭（以下「大会」という。）への生徒派遣及び作品参加とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する往復の交通費（鉄道賃、航空賃、バス代）、宿泊費、運搬費及び作品制作費とする。

(補助対象人数等)

第4条 補助金の対象となる派遣生徒数及び出品作品数（以下「補助対象人数等」という。）は、大会の各部門参加要領に規定する出演等人数及び出品点数とする。ただし、別に定めるところにより、補助対象人数等に別途上限を設定することができるものとする。

(補助金の支給)

第5条 補助金は、第3条に規定する補助対象経費に対して、予算の範囲内で支給するものとする。

(補助金額)

第6条 交通費に対する補助金の額は、群馬県職員等の旅費に関する条例に準じて算出した旅客運賃等（学生割引、団体割引及び往復割引が適用できる条件のものについては、当該割引を適用した旅客運賃等）にバス代を加算した額の2分の1の額とする。ただし、現に支払った往復交通費の額を上限とする。

2 宿泊費に対する補助金の額は、別に定める宿泊数に1泊当たりの定額6,000円を乗じて得た額とする。ただし、現に支払った宿泊費の額を上限とする。

3 運搬費に対する補助金の額は、演劇、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、郷土芸能、マーチングバンド及びパレード（バトントワリングを除く）の各部門に参加するに当たって、楽器類または舞台道具類を運搬するために現に支払った額。ただし、1団体当たり200,000円を上限とする。

4 作品制作費に対する補助金の額は、美術・工芸、書道及び写真の各部門に出品する作品を新たに制作するために現に支払った額とする。ただし、1作品当たり、次の各号に掲げる金額を上限とする。

(1) 美術・工芸部門に出品する作品 45,000円

(2) 書道部門に出品する作品 75,000円

(3) 写真部門に出品する作品 30,000円

(補助金支給に係る特例)

第7条 第3条及び第6条の規定にかかわらず、派遣事業に支障を来す場合には、補助金の支給について特別な措置を講ずることができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の受給者は、高文連会長が別途指示する期日までに実績報告書（別記様式第1号）を提出するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項は、その都度協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年 5月30日から施行する。

2 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

3 この規程は、令和 7年 6月 4日から施行する。